

国立大学法人京都教育大学学長補佐規程

平成22年12月13日 制 定

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）の学長補佐の設置、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(学長補佐の設置及び選任等)

第2条 本学の特定の業務に関し必要がある場合、学長補佐を置くことができる。

- 2 学長補佐の設置については、経営協議会及び教育研究評議会の承認を得るものとする。
- 3 学長は、本学教職員および学外者から学長補佐を選任する。
- 4 学長は、学長補佐を選任した場合は、遅滞なく、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(任期等)

第3条 学長補佐の任期は、1又は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、学長の任期の末日を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が辞任した場合、又は欠けた場合の学長補佐の任期は、後任の学長が任命される日の前日までの期間とする。

(解任)

第4条 学長は、学長補佐が学長補佐としての職務に堪えないと判断する場合は、解任することができる。

- 2 学長補佐の解任に関する詳細は、役員会にて定める。
- 3 学長は、学長補佐を解任した場合は、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。